

知っ得! 身近なベトナム税務

税率35%はウソ? なぜこんなに高い個人所得税

<連載のはじめに>

普段ベトナム進出日系企業の皆様と接しておりますが、ベトナム税務の意外なルールや落とし穴に驚かれています方が多くいらっしゃいます。この「知っ得! 身近なベトナム税務」では、月1回1年間にわたり、そのような知っておきたい身近なベトナム税務のポイントをカジュアルで分かりやすい言葉でお伝えできればと思っております。

年収1千万円で所得税700万円!?

進出検討企業担当者A様:「ベトナムの税務で特に気を付けた方がいいことはありますか?」

実原:「まずご駐在員の個人所得税が思いのほか高額ということですね」

A様:「ジェット口のホームページなどで見ましたが、最高税率35%ですよね?」

実原:「確かにそうですが、実際に計算してみると赴任前の年収の7割くらいになりますよ」

A様「え!?なぜでしょう!?!」

実原「それは、かくかくしかじかで、...」

A様「そうですか。それでは進出の件は今一度本社に持ち帰り計画を練り直します...」

これは私が週に2、3回はしている会話です。これは進出前の企業様との会話ですが、進出後にお客様の駐在員ご自身から、「実原さんとこのスタッフの計算が間違えて所得税が高すぎる」といったようなご指摘のお電話を受けることも日常茶飯事です。

ワケは「手取り保証」と「超広範囲の課税」

ベトナムの個人所得税が高額になってしまう理由は、多くの駐在員が日本勤務時の手取り所得を保障されているということと、給与以外にもあらゆる手当が個人所得税の課税対象になってしまうというところにあります。

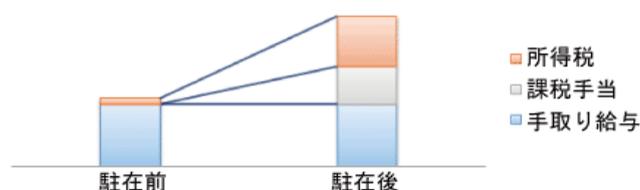
税率35%（実際の実効税率は30%強が一般的）は、ご自身に実際に支払われている給与（手取り給与）にかけられるのではなく、課税所得総額（手取り給与+課税手当+所得税）にかけられます。手取り給与額が保障されているからです。

さらにベトナムの場合、この課税手当の範囲が広い。金額の大きなものでは住宅手当とドライバー付レンタカー代が挙げられ、細かいものまで挙げると本社負担の海外旅行保険や会計事務所に払う個人所得税計算費用まで課税対象になってしまいます。

具体的な数字に当てはめてみましょう。月次の手取り給与が50万円、課税手当が30万円とすると、その合計金額80万円は30%強の所得税を引いた後の金額と考えます。そのため、税込みの所得である課税所得総額はその1.5倍の120万円となり、80万円との差額の40万円が所得税ということになってしまうわけです。

文章のみでは伝わりづらいので、下記のイメージ図もご覧下さい。

駐在前後の課税所得（イメージ）



駐在員のコスト、年収の2.5倍で予算設定を

NNAの読者はこれからベトナム進出を検討している会社の方も多いと聞いています。進出前のFS（事業可能性の検証）で予算を考える際には、高額な所得税と福利厚生を保守的に見積もって、駐在員のコストは年収の2.5倍程度で考えておくことをお勧めします。

これはベトナム人オフィススタッフ数十人分、ワーカーであれば50~100人分のコストになるため、所得税を考えたコスト面からも将来的にはベトナム人主体の経営にローカライズしていくことのメリットは大きいといえるのではないのでしょうか。

<筆者紹介>

実原 享之（じつはら たかゆき）

I G L O C A Lパートナー。神戸大学工学部建設学科卒業。不動産事業会社にて営業と経理を経験後、米国公認会計士試験に合格し、2009年よりI G L O C A Lに入社。2010年に、日本人としては4人目となるベトナム公認会計士試験合格。趣味ゴルフ。